



島根県報

平成16年 7 月 2 日 (金)
第 1,586 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(健康福祉総務課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	2
土地改良事業計画書の縦覧 (3 件)	(農村整備課)	4
換地処分 (2 件)	(")	5
換地計画書の縦覧	(")	5
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	(経営支援課)	5
国土調査の指定	(用地対策課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用開始	(")	6
河川区域の指定 (2 件)	(河川課)	7
都市計画事業の認可	(都市計画課)	7
都市計画事業変更の認可	(下水道推進課)	7

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	8
---------------------------	-----------	---

公安告示

交通誘導警備 2 級検定の実施	(警察本部)	9
警備員指導教育責任者講習の実施	(")	10

地労委告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定による職員の範囲の認定		12
--	--	----

告 示

島根県告示第673号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成16年 7 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃止年月日
金田整形外科医院	松江市朝日町452 あおとビル 2 階	平成16年 6 月30日

島根県告示第674号

介護保険法（平成9年法律123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 ハートキュアエム	痴呆対応型共同生活介護	グループホームハートキュアひらた	平田市国富町832番地2	平成16年6月21日
西いわみ農業協同組合	訪問介護	JA西いわみ ヘルパーステーション	益田市向横田町イ806 2	平成16年6月24日

島根県告示第675号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成3年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

	利	子	補 給 率														
			融資機関が措置要綱第 3 の 2 のイ、ウ及びオに掲げる者である場合	融資機関が措置要綱第 3 の 2 のイ、ウ、カ及びキに掲げる者である場合	融資機関が措置要綱第 3 の 2 のイ、ウ、カ及びキに掲げる者である場合	融資機関が措置要綱第 3 の 2 のイ、ウ、カ及びキに掲げる者である場合	融資機関が措置要綱第 3 の 2 のイ、ウ、カ及びキに掲げる者である場合										
中山間地域活性化資金の種類	貸付期間が 8 年以内の場合	貸付期間が 9 年以内の場合	貸付期間が 10 年以内の場合	貸付期間が 12 年以内の場合	貸付期間が 13 年以内の場合	貸付期間が 8 年以内の場合	貸付期間が 9 年以内の場合	貸付期間が 10 年以内の場合	貸付期間が 12 年以内の場合	貸付期間が 13 年以内の場合							
	年 1.7 パーセント	年 1.55 パーセント	年 1.45 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.7 パーセント	年 0.5 パーセント	年 0.3 パーセント							
1 措置要綱第 2 の 2 の (1) の加工流通施設整備資金	貸付金のうち 2 億 7 千万円以下の部分	貸付金のうち 2 億 7 千万円を超える部分	大企業に貸し付ける場合					大企業に貸し付ける場合									
	年 1.45 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.6 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.05 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.05 パーセント	年 0.95 パーセント	年 0.85 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.65 パーセント	年 0.55 パーセント
2 措置要綱第 2 の 2 の (2) の保健機能増進施設整備資金	貸付金のうち 2 億 7 千万円以下の部分	貸付金のうち 2 億 7 千万円を超える部分	大企業に貸し付ける場合					大企業に貸し付ける場合									
	年 1.95 パーセント	年 1.8 パーセント	年 1.7 パーセント	年 1.6 パーセント	年 1.5 パーセント	年 1.4 パーセント	年 1.1 パーセント	年 0.95 パーセント	年 0.75 パーセント	年 0.55 パーセント	年 1.7 パーセント	年 1.55 パーセント	年 1.45 パーセント	年 1.35 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.15 パーセント	年 1.05 パーセント
3 措置要綱第 2 の 2 の (3) の生活環境施設整備資金	大企業に貸し付ける場合		農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合					農業協同組合等に貸し付ける場合									
	年 1.45 パーセント	年 1.3 パーセント	年 1.2 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.6 パーセント	年 0.45 パーセント	年 0.25 パーセント	年 0.05 パーセント	年 1.25 パーセント	年 1.1 パーセント	年 1.0 パーセント	年 0.9 パーセント	年 0.8 パーセント	年 0.7 パーセント	年 0.65 パーセント

附 則

- 1 この告示は、平成16年7月2日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年6月18日から適用する。
- 2 平成16年6月18日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡鹿島町土地改良区	井の子地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	鹿島町役場

島根県告示第677号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡鹿島町土地改良区	上講武地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	鹿島町役場

島根県告示第678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡鹿島町土地改良区	澗田地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	鹿島町役場

島根県告示第679号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、飯石郡三刀屋町土地改良区理事長から根波別所地区における換地処分を平成16年6月15日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、美濃郡匹見町土地改良区理事長から三葛地区における換地処分を平成16年6月16日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条第1項の規定に基づき、3条資格者施行申請人代表から白谷地区の換地計画認可の申請があり、同法第52条の2第1項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成16年7月2日

島根県知事 澄田信義

- 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 縦覧の期間
平成16年7月2日から21日間
- 縦覧の場所
柿木村役場

島根県告示第682号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄田信義

第2条第7号ア中「（大正11年法律第71号）」を「（平成16年法律第75号）」に改める。

附 則

この告示は、破産法（平成16年法律第75号）の施行の日から施行する。

島根県告示第683号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成16年6月25日	美保関町	諸喰（ ）	告示の日から平成17年3月31日まで

島根県告示第684号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	斐川一畑大社線	平田市小津町官有無番地から同地先まで	前	メートル 4.00～ 9.50	メートル 38.00	出雲土木建築事務所 道路改良工事 拡幅
			後	7.50～ 9.50	38.00	

島根県告示第685号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県 道	斐川一畑大社線	平田市小津町官有無番地から同地先まで	メートル 38.00	平成16年 7月2日	出雲土木建築事務所	

島根県告示第686号

二級河川周布川水系周布川（大長見ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する河川区域を次のように指定したので、同条第4項に基づき告示する。

平成16年 7 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び浜田河川総合開発事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第687号

二級河川周布川水系周布川（大長見ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項に規定する河川保全区域を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年 7 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

次の図面の緑色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び浜田河川総合開発事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第688号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画公園事業

2・2・58号 美保南公園

3 事業施行期間

平成16年 7 月 2 日から

平成17年 3 月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

出雲市中野町地内

(2) 使用の部分

なし

島根県告示第689号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

木次町・三刀屋町公共下水道事務組合

2 都市計画事業の種類及び名称

木次都市計画及び三刀屋都市計画下水道事業

木次町・三刀屋町公共下水道

3 事業施行期間

平成5年1月26日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成5年島根県告示第83号、平成10年島根県告示第704号、平成14年島根県告示第521号の事業地のうち、大原郡木次町大字下熊谷並びに飯石郡三刀屋町大字三刀屋及び大字下熊谷地内において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月2日

島根県知事 澄田信義

1 申請のあった年月日

平成16年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 21世紀出雲産業文化支援センター

3 代表者の氏名

堀江修二

4 主たる事務所の所在地

出雲市駅南町2丁目3番13

5 定款に記載された目的

この法人は、住民及び企業等に対して、産業の振興と住民の芸術・文化の振興に関する事業を行い、もって産業の活性化、住民の芸術・文化の水準を高め、参加を促進することにより、住民生活の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2週間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の2に規定する警備員等の検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第4条の規定により告示する。

平成16年 7 月 2 日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

1 検定試験の日時、場所及び種別

(1) 検定日時

平成16年10月19日（火）午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県東部運転免許センター

(3) 実施種別

交通誘導警備 2 級

2 受検定員

55人

3 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業法に関する基本的な事項に関すること。

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 島根県内に住所を有する者

(2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に所属している警備員

(3) 次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができない。

ア 警備業法第3条第1号から第6号までのいずれかに該当する者

イ 検定規則第11条第1項第2号又は第3号の規定により検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して3年を経過しない者

5 検定手続きに関する事項

(1) 受検申込書の受付期間

平成16年 8 月16日（月）から平成16年 9 月17日（金）まで（土・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

但し、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受検申込書の提出先

住所地（検定申請書が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送による検定申請は受け付けない。

(3) 提出書類

検定申請書には、次に掲げる書類を添付して正副2部を提出すること。

ア 履歴書及び住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）

イ 警備員でその者が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会（その者の住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会に限る。）の行う検定を受けようとする者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の法務局の登記事項証明書及び市町村の長の証明書

エ 法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

オ 法第3条第1号から第6号までに掲げる者及び検定規則第11条第1項第2号又は第3号の規定により検定の合格を取り消され、当該取消の日から起算して3年を経過しない者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

カ 申請6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2葉

6 受験票

受験票は、郵送により交付するので、受験当日必ず持参すること。

7 検定手数料の納入方法

(1) 検定手数料は、22,000円とする。

(2) 手数料は、検定申請書の提出時に当該金額に相当する島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、手数料は、検定申請書を受け付けた後において申請を取消し、又は検定試験を受けなかった場合でも還付しない。

8 問い合わせ先

松江市殿町8番地1 島根県警察本部生活安全企画課

電話0852 26 0110（内線 3491・3495）

又は最寄りの警察署に行くこと。

島根県公安委員会告示第64号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第1条の規定により告示する。

平成16年7月2日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

1 警備員指導教育責任者講習の期間、時間及び場所

(1) 講習期間

平成16年9月14日（火）から9月22日（水）まで

（但し、土、日、祝日は除く）の6日間

(2) 講習時間

毎日午前9時から午後5時まで

(3) 実施場所

松江市黒田町426番地

パレスティマガたま（電話0852 22 2054）

2 受講定員及び受講対象者

(1) 受講定員

40人

(2) 受講対象者

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）

第 1 条の 2 に規定する次のいずれかに該当する者

ア 最近 5 年間に警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定に合格した者

ウ 検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上警備業務に従事している者

3 受講手続きに関する事項

(1) 受講申込書の受付期間

平成16年 8 月 9 日（月）から 8 月27日（金）まで（土・日曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時まで
但し、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書の提出先及び提出方法

ア 提出先

島根県内の最寄りの警察署に提出すること。

イ 提出方法

本人又は代理人が、受講申込書を提出先に持参すること。

但し、県外居住者については、警察本部生活安全企画課でも受け付けるので、事前に電話連絡の上、郵送も可とする。

(3) 受講申込に必要な書面

ア 警備員指導教育責任者受講申込書 2 通（6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）

イ 添付書類

(ア) 前記 2 の(2)アに該当する者

警備業務に従事していたことを証明する警備業者等作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）
及び履歴書

(イ) 前記 2 の(2)イに該当する者

検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級検定に係る合格証の写し

(ウ) 前記 2 の(2)ウに該当する者

検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(4) 受講手数料の納入方法

講習初日の受付時（8 月 9 日（月）午前 8 時30分から午前 9 時までの間）に、手数料納付書に記名押印の上、受講手数料37,000円相当額の島根県収入証紙を貼付して納付すること。

なお、講習会場では、島根県収入証紙を発売できないので、事前に購入する等準備をしておくこと。

4 その他講習の実施に関し必要な事項

(1) 講習の委託先

松江市殿町 2 番地

社団法人 島根県警備業協会（電話0852 1 6110）

(2) 講習内容に、救急法、護身術等実技講習があるので、実技のできるトレーニングウェアを準備しておくこと。

(3) 本講習についての問い合わせ先は、

松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部生活安全企画課

電話0852 26 0110・内線3495

又は最寄りの警察署に行くこと。

地 方 労 働 委 員 会 告 示

島根県地方労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第2項の職員が結成し又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成16年6月24日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定による職員の範囲の認定（平成14年島根県地方労働委員会告示第4号）は、廃止する。

平成16年7月2日

島根県地方労働委員会会長 近 藤 正 三

島根県企業局の職員が結成し、又は加入する島根県企業局職員労働組合については、当該企業局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	役 職 名
本局	局長 次長 総務課長 総務課主査 経営課長 開発課長 開発課主査 総務課総務予算グループリーダー
東部事務所	所長 管理部長
西部事務所	所長 管理部長